

富山高岡広域都市計画地区計画の決定
(富山市決定)

飯野新屋地区 地区計画

計 画 書
(原案)

富山市

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（富山市決定）

都市計画 飯野新屋地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	飯野新屋地区 地区計画	
位 置	富山市新屋及び飯野の各一部	
面 積	約 19.5 ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、富山市中心部より北東へ約4.7kmに位置し、北側に国道8号、西側に主要地方道富山環状線が整備されている交通利便性に優れた地区である。主要幹線道路からアクセスが良く、物流や労働力の確保が容易であることから、工業系の土地利用に適した地区であり、また、幹線道路沿いには飲食店等の沿道サービス施設が立地している地区である。</p> <p>このことから、地区計画の導入により地区内を工業ゾーン、沿道ゾーンに分け、それぞれの区域において建築物の用途の混在を防止することにより、新しい産業拠点としてふさわしい土地利用を図るとともに、幹線道路沿線において沿道サービス施設を中心とした幹線道路機能の維持、形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び 保全に関する方針	土地利用の方針	<p>工業ゾーンは産業拠点にふさわしい、工業・流通業務系施設を中心とした土地利用を図る。</p> <p>沿道ゾーンは幹線道路の沿道にふさわしい、沿道サービス施設を中心とした土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>地区内の土地利用の整序が図られるよう、道路の適正な配置に努めるとともに、周辺環境に配慮するために、地区の外延部に緑地を配置するなど、その適正な配置に努める。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>工業ゾーンと沿道ゾーンに地区を区分し、それぞれの区域において建築物の用途の混在を防止するため、建築物の用途の制限を定める。</p>

地区整備計画

建築物等に関する事項	地区の区分	名称	工業ゾーン	沿道ゾーン
		面積	約15.6ha	約3.9ha
	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法別表第2（わ）項に掲げるもの <p>ただし、現に存する建築物でその全部又は一部を住宅の用途に供するものを除く</p>	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法別表第2（わ）項に掲げるもの <p>ただし、第五号の用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以下のものを除く</p>	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

新しい産業拠点としてふさわしい土地利用を図るとともに、幹線道路沿線において沿道サービス施設を中心とした幹線道路機能の維持、形成を図るため。

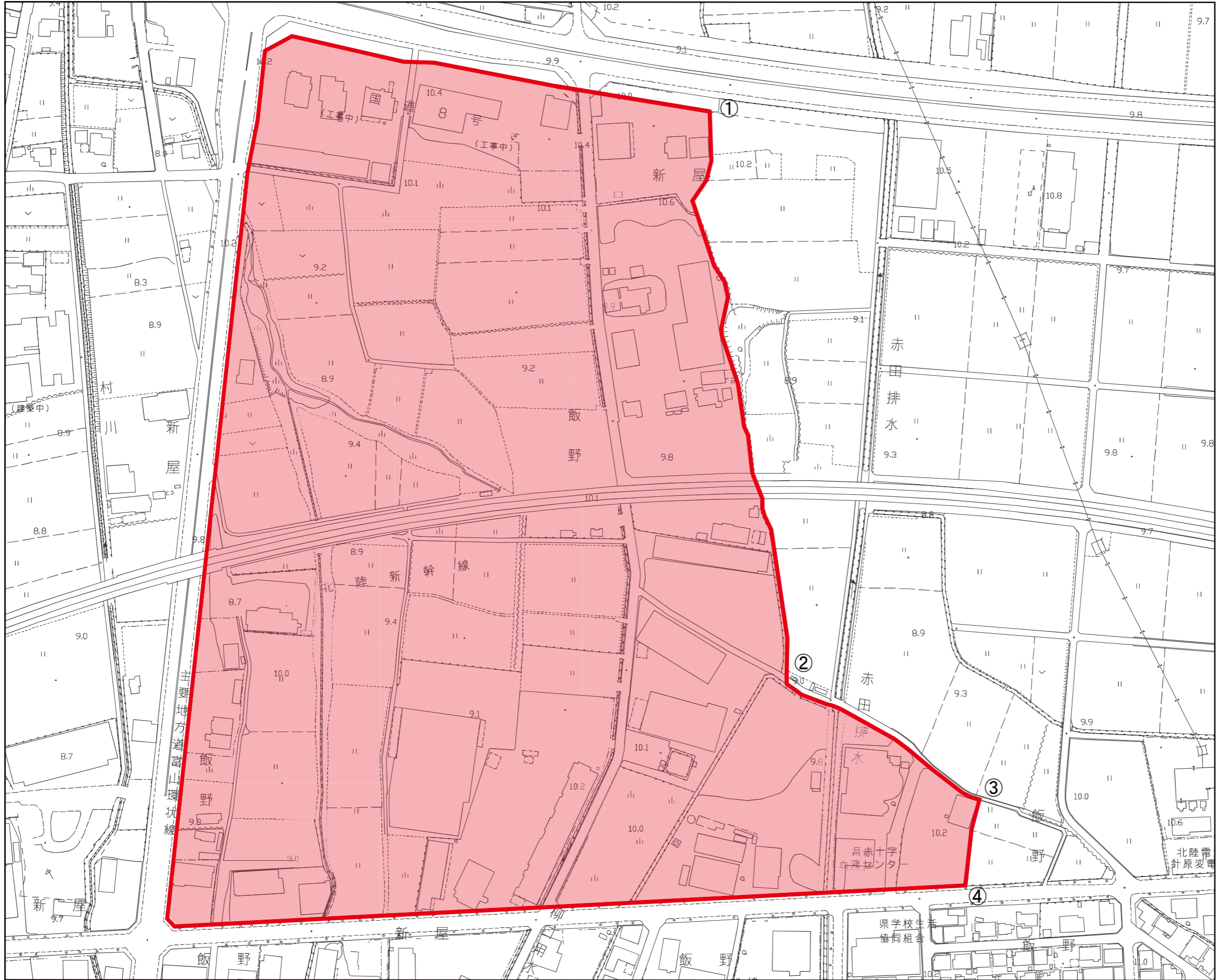
計画図

地区名：飯野新屋地区
面積：約19.5ha

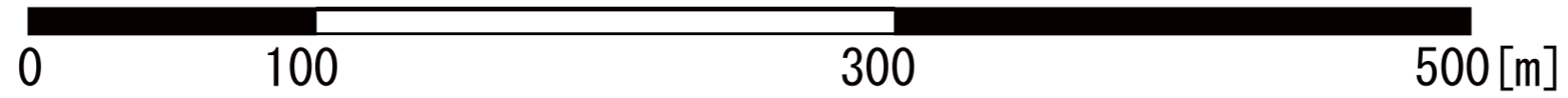
整理番号	地区名：飯野新屋地区
	地区計画
①-②	水路界
②-③	道路界
③-④	水路界
④-①	道路界

※ 整理番号については、北西から時計まわりで付している。

- 決定する区域
- 大字界
- 小字界



scale: 1/2,500

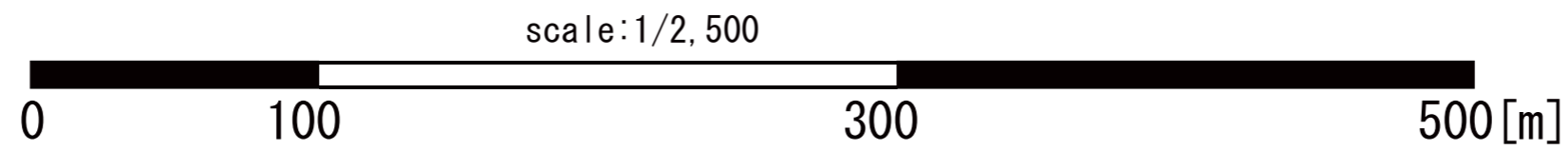
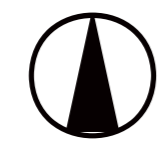
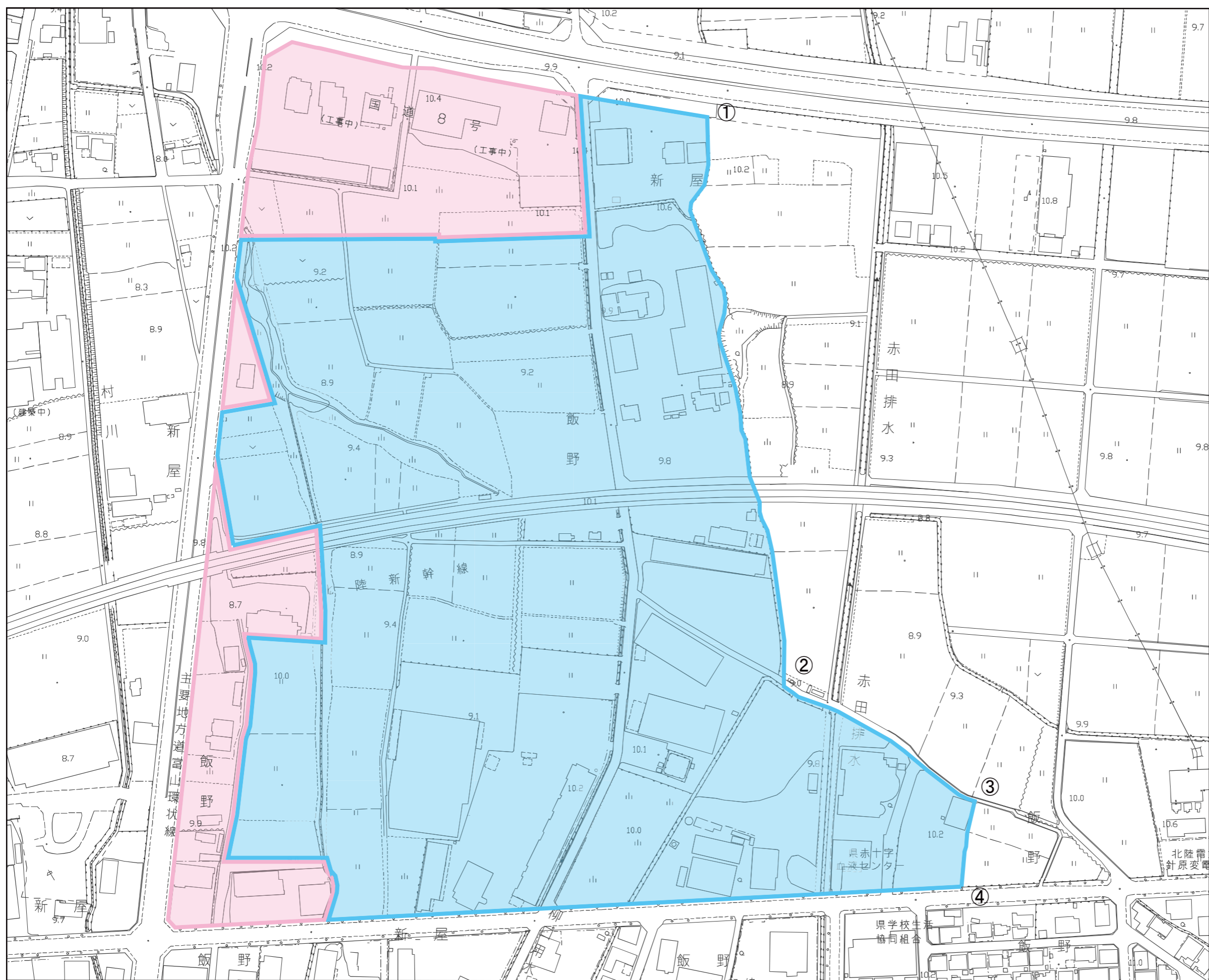


計画図 (地区整備計画)

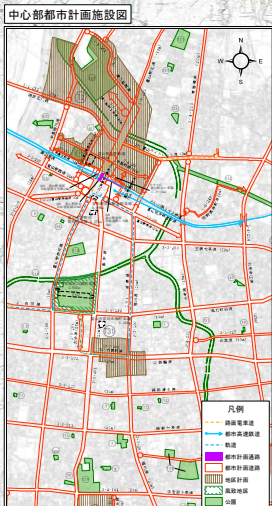
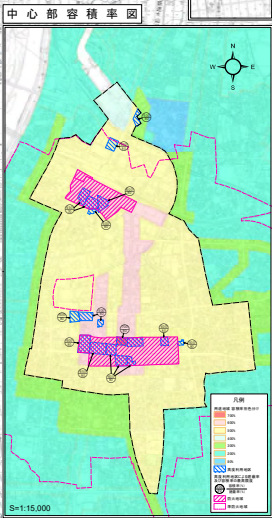
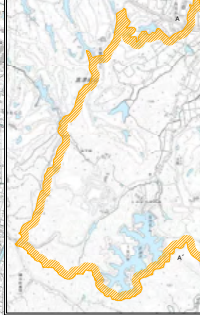
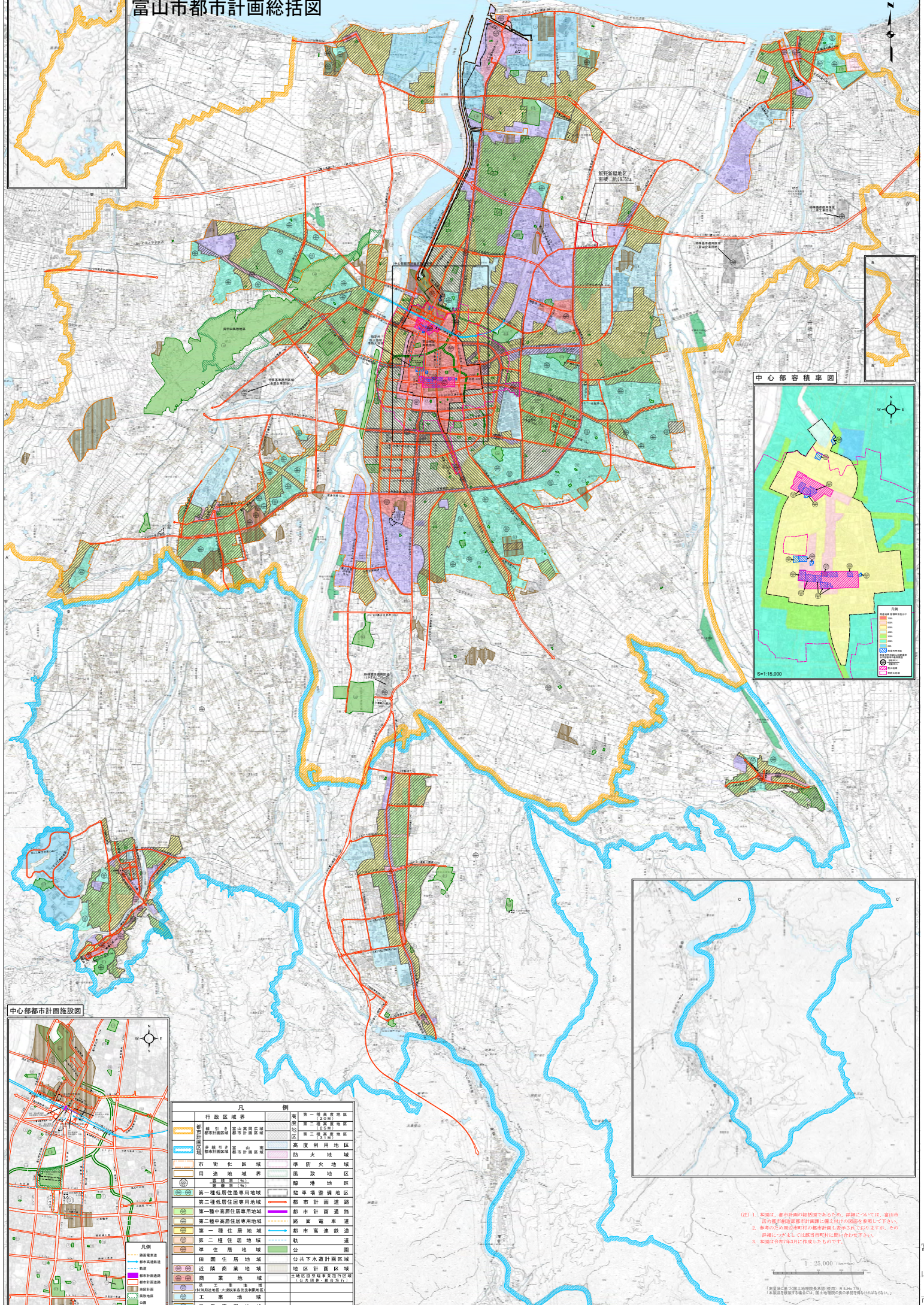
地区名：飯野新屋地区
 面積：約19.5ha
 工業ゾーン約15.6ha
 沿道ゾーン約3.9ha

整理番号	地区名：飯野新屋地区
	地区計画
①-②	水路界
②-③	道路界
③-④	水路界
④-①	道路界

- ※ 整理番号については、北西から時計まわりで付している。
- 工業ゾーン
 - 沿道ゾーン
 - 大字界
 - 小字界



富山市都市計画総括図



凡例		例
行政区域界	市界	第一種商業地区
市界	市界	第二種商業地区
市界	市界	第三種商業地区
市界	市界	高度利用地区
市界	市界	防火地区
市界	市界	準防火地区
市界	市界	臨港地区
市界	市界	駐車場整備地区
市界	市界	都市計画道路
市界	市界	都市計画通路
市界	市界	路面電線
市界	市界	都市高速鉄道
市界	市界	鉄道
市界	市界	公園
市界	市界	公共下水道計画区域
市界	市界	地区計画区域
市界	市界	土壌改良事業実施区域
市界	市界	工業地区
市界	市界	工業専用地区

(注) 1. 本図は、都市計画の総括図であるため、詳細については、富山市
 図外図(都市計画)都市計画課に備え付けの図集を参照して下さい。
 2. 図中の色は、国土利用計画法の定める用途地域の色とは異なります。その
 詳細につきましては、国土利用計画法を参照して下さい。
 3. 本図は令和7年3月に作成したものです。

1 : 25,000

富山市